

米沢市 LED 公衆街路灯設置費補助金 Q&A

問1. 灯具交換をすでに行ってしまったが、対象になるか。

答1. 工事に着工等する前に交付申請を行う必要があるため、補助の対象外です。

問2. 申請書を提出してから交付決定までどのくらいか。

答2. 更新、新設については提出期限である令和 6 年 6 月 28 日(金)以降、灯具交換については、6 月末まで提出したものは 7 月以降、8～9月末まで提出したものは10月以降、10～11 月末まで提出したものは12 月以降、11 月～12月13日(金)まで提出したものは12月末までに交付決定になる予定です。交付決定以降の工事着工となります。

問3. 町内会で管理している10灯がすべて故障した。補助金を利用できるか。

答3. 「灯具交換」は団体の管理灯数の1割まで申請できます。今年度まとめて10灯具交換する場合は、その1灯分の灯具代のみ補助対象となります。(1 灯につき上限 5,000 円)

問4. 町内会で50灯管理している。6月に5灯故障したため、補助申請した。10月に3灯故障した。追加で「灯具交換」補助申請できるか。

答4. 「灯具交換」は団体の管理灯数の1割まで申請できます。そのため、この町内会では、今年度は5灯まで申請できます。10 月に故障した 3 灯について今年度は補助対象外になります。

問5. 更新と灯具交換を行いたいと思っているが、一枚の申請書で同時に申請できるか。

答5. 更新と灯具交換それぞれで、申請書を記入し申請してください。

問6. 申請書を提出したいが、どのように提出したら良いか。

答6. 返信用封筒は同封していませんが、郵送に必要な分の切手を貼布し、できるだけ封書で申請書を提出してください。